

平成16年（行ウ）第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証拠説明書(16)

平成20年10月27日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴

義



被告茨城県知事指定代理人

仙波



長谷川



緑川



木村

正



芝沼

清



渡辺

勝



時野谷



井坂

頼



関根

仁



二川



斉藤

茂



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼沼

秋



大関

麻里子



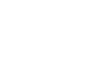
川又

敬



志田

健



号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙207	利根川水系河川整備基本方針策定・公表について (茨城県知事への業務報告)	写し	H18. 2. 14	茨城県土木部河川課長	利根川水系河川整備基本方針策定等に関し茨城県が主張した意見等
乙208	カスリーン颱風の研究	写し	S24. 3	群馬県	カスリーン台風による群馬県の冠水による水稻の被害面積等
乙209	利根川百年史	写し	S62. 10	建設省関東地方建設局	カスリーン台風による田畑の浸水状況
乙210	官報第4869号	写し	H20. 7. 11	国土交通大臣	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画が変更され、公示された事実
乙211	茨城県長期水需給計画	原本	H9. 3	茨城県	平成9年3月に策定した茨城県の長期水需給計画の内容
乙212	水利権実務ハンドブック	原本		(監修) 国土交通省河川局水利調整室	水利権に関する参考資料
乙213	水資源開発分科会利根川・荒川部会第4回配付資料(国土交通省HPより)	写し	H19. 6. 18	国土交通省関東地方整備局	利根川における安定供給可能量の低下の事実
乙214	利根川水系の新しい渇水調整の方法に関する確認書	原本	H19. 9. 7	利根川水系渇水対策連絡協議会会長	利根川水系の新しい渇水調整の方法が策定された事実
乙215	平成20年版環境循環型社会白書	原本	H20. 6. 4	(編集) 環境省	茨城県関東平野などでは依然として地盤沈下が認められ、「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、引き続き総合的対策が推進されること

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙216	霞ヶ浦用水ガイド	原本		独立行政法人 水資源機構霞 ヶ浦用水管理 所	霞ヶ浦用水事業の 参考資料
乙217	一人一日平均給水量等 の実績と近似曲線	写し	H20.7	茨城県企画部 水・土地計画 課	一人一日平均給水 量及び一人一日最大 給水量の平成元年か らの実績並びに新旧 プランの平成32年 の予測値
乙218	ハッ場ダム建設事業に ついて（照会）	写し	H20.5.12	茨城県知事	大熊孝氏の意見書 （甲B55号証）に 対する国土交通省へ の意見照会
乙219 の1	ハッ場ダム建設事業に ついて（回答）	原本	H20.9.1	国土交通省関 東地方整備局 長	大熊孝氏の意見書 に対する国土交通省 の見解
乙219 の2	参考資料	原本	H20.9.1	国土交通省関 東地方整備局	大熊孝氏の意見書 に対する国土交通省 の見解に係る参考資 料
乙220	ハッ場ダム建設事業に おける大熊孝氏の証言 について（照会）	写し	H20.9.4	茨城県知事	大熊孝氏の証言に 対する国土交通省へ の意見照会
乙221 の1	ハッ場ダム建設事業に おける大熊孝氏の証言 について（回答）	原本	H20.10.21	国土交通省関 東地方整備局 長	大熊孝氏の証言に 対する国土交通省の 見解
乙221 の2	参考資料	原本	H20.10.21	国土交通省関 東地方整備局	大熊孝氏の証言に 対する国土交通省の 見解に係る参考資料
乙222	陳述書	写し	H20.8.21	千葉県土整備 部河川整備課 主幹（兼）企 画調整室長 高澤秀昭	

号 証	標 目	作成年月	作成者	立証趣旨	
<p>(立証趣旨)</p> <p>千葉地裁の同種事件（平成 16 年（行ウ）第 68 号事件）において，原告らからの申出に係る尋問事項に対し，担当者が回答した陳述書（千葉地裁乙 3 2 5 号証）</p> <p>「工事実施基本計画」，「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」等についての千葉県における治水上の検討の経緯等（2～8 頁）</p> <p>千葉県民の生命，身体，財産にとってハッ場ダムは治水上必要な施設であり，著しい利益を受けるものであること等（1・2 頁，8～10 頁）</p>					
乙 2 2 3	<p>証人調書</p> <p>千葉県土整備部河川整備課主幹（兼）企画調整室長 高澤秀昭</p> <p>&lt;千葉地方裁判所平成 16 年（行ウ）第 68 号事件&gt;</p>	写し	H20. 8. 26	千葉地方裁判所	
<p>(立証趣旨)</p> <p>文書の保存についての尋問（1～3 頁，8～10 頁）や基本高水ピーク流量の概念を理解していないとしか評しようがないような尋問（3～8 頁，40・41 頁）がなされていること。</p> <p>（ハッ場ダムはカスリン台風のような降雨パターン（乙 2 2 4 の 2 参考文献⑩の 3 頁参照）への対処を目的としたものではなく，利根川上流に対する治水効果特に吾妻川流域の洪水調節に重要な役割を果たすものであること（11～12 頁）</p> <p>利根川水系河川整備方針での利根川放水路等に関する計画（13～15 頁）</p> <p>ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更についての千葉県における検討経緯（15～25 頁）</p> <p>利根川水系の浸水想定区域図（乙 2 2 4 の 2 の参考文献⑭）とカスリン台風が再来した場合における千葉県民の受ける甚大な被害（25～27 頁，39 頁，乙 2 2 2 の 9 頁，乙 2 2 6 の 2 の参考文献⑭）及びそれに対するハッ場ダムの治水上の大きな効果（38・39 頁，40～42 頁）</p> <p>甲 3 2 は誤報であること（27・28 頁）</p> <p>ハッ場ダムの治水効果は温暖化に伴いその安全度は低下すること（29～31 頁）</p> <p>堤防の嵩上げ，引堤，掘削は現実的でないこと（38 頁）</p> <p>調書 33～35 頁の原告ら代理人の質問に対する証人の応答は，基本高水ピーク流量 2 万 2 0 0 0 m<sup>3</sup>/秒と浸水想定区域図の基礎となるピーク流量 1 万 6 7 5 0 m<sup>3</sup>/秒についてのものであること（39 頁）</p>					
乙 2 2 4 の 1	ハッ場ダム建設事業について（回答）	写し	H18. 9. 28	国土交通省関東整備局	乙 2 2 5 号証の証人調書において示された書証（千葉地裁乙 2 5 6 号証の 1）

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 2 2 4 の 2	参考文献	写し	同上	国土交通省関東整備局	同上 (千葉地裁乙 2 5 6 号証の 2)
乙 2 2 4 の 3	千葉用水総合事業所の 概要 (印旛沼開発)	写し	—	独立行政法人 水資源機構千葉用水総合事業所	同上 (千葉地裁甲 B 3 4 号証)
乙 2 2 4 の 4	朝日新聞記事	写し	H20. 6. 11	朝日新聞社	同上 (千葉地裁甲 3 2 号 証)